

宮城県会計年度任用職員名簿登録制度求人案内

宮城県では、知事部局の県庁内の各課室又は地方機関(以下、「各課室等」)で会計年度任用職員として勤務することを希望する方に事前に名簿登録していただき、各課室等において会計年度任用職員を任用する際、名簿の登録者の中から選考し、任用する「会計年度任用職員名簿登録制度」を実施します。

募集する職の求人情報は以下のとおりです。

1 職名

事務補助職員（地方公務員法第22条の2第1項に基づく会計年度任用職員）

2 登録期間

名簿登録完了から1年間

3 勤務場所

県庁内の各課室（宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号）または地方機関

※地方機関の所在地は、宮城県公式ウェブサイト（[組織から探す - 宮城県公式ウェブサイト \(pref.miyagi.jp\)](#)）を参照。

4 任用期間

12か月以内（再度任用される場合あり）

※任用開始から原則として一か月（勤務状況に応じ、延長の場合あり。）は、条件付採用期間です。なお、条件付採用期間中も勤務条件に変更はありません。

5 職務内容

各課室等における事務補助業務（主にパソコンを使用したデータ入力・文書作成、各種資料の作成・確認・集計、書類の収受・発送・整理 等）

6 勤務時間

週の勤務時間が38時間45分以内、1日の勤務時間が7時間45分以内で、休憩時間は12時から13時までです。

土・日曜日及び祝日、年末12月29日から年始1月3日まではお休みです。

時間外勤務は原則としてありません。

勤務態様は、次のAからDの区分のいずれかとなります。

※始業時刻及び終業時刻は応相談。

区分		勤務態様
A 区分	週 38 時間 45 分勤務（フルタイム）	週 5 日、1 日 7 時間 45 分勤務 (8 時 30 分から 17 時 15 分まで)
B 区分	週 29 時間勤務（パートタイム）	週 4 日、1 日 7 時間 15 分勤務 (8 時 30 分から 16 時 45 分まで)
C 区分	週 28 時間 45 分勤務（パートタイム）	週 5 日、1 日 5 時間 45 分勤務 (8 時 30 分から 15 時 15 分まで)
D 区分	週 23 時間 15 分勤務（パートタイム）	週 3 日、1 日 7 時間 45 分勤務 (8 時 30 分から 17 時 15 分まで)

7 休暇・休業

- ・年次有給休暇
- ・有給：公民権行使、官公署出頭、現住居の滅失等、出勤困難、退勤途上、結婚、忌引、夏季、公務上の傷病、妊娠婦の健康診査及び保健指導、妊娠婦の休息・捕食、妊娠中の通勤緩和、産前、産後、出産補助、育児参加、出生サポート
- ・無給：保育時間、子の看護、学校等行事参加、短期介護、介護休暇、介護時間、生理日の就業困難、妊娠疾病、私傷病、骨髄等ドナー、育児休業、部分休業

8 給与

原則、月額支給とし、勤務態様の区分に応じて給与額が決定します。

区分	給料（報酬）	地域手当（相当報酬）			
		仙台市	7,344 円	仙台市外	2,448 円
B 区分	122,136 円		5,496 円		1,832 円
C 区分	121,083 円		5,448 円		1,816 円
D 区分	97,920 円		4,406 円		1,468 円

※一定条件下で期末手当、勤勉手当（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定により計算した額とします。）が支給されます。

※交通費は別途、実費支給となります（上限 65,000 円/月）。

（4）社会保険

厚生年金保険、地方公務員共済組合（短期給付）、雇用保険

※一定条件下で地方公務員共済組合の長期給付（厚生年金）の適用対象となります。

※一定条件下で雇用保険の資格を喪失し、退職手当の受給資格を得ます。

（5）災害補償

公務上の傷病については、「非常勤職員の公務災害補償に関する条例」により補償されます。一定条件下で地方公務員災害補償基金により補償されます。